宮城自販８第 11 号
2026 年 1 月 16 日

代　表　者　様

一般社団法人 宮城県自動車販売店協会
会 長　　渡 辺 広 章

「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」に基づく情報提供について

標記について、飲酒運転根絶の抑止効果を高める目的で施行された、「宮城県飲酒運転根絶に関する条例第１１条第１項第３号」の規定に基づき「酒酔い運転等で検挙した人数」を、当該者の「所属する事業者」及びその事業者の「所属団体」に対して、情報提供することになっております。

今般、令和７年１月１日から令和７年３月３１日の期間の間に当協会会員ディーラーの社員１名が「酒気帯び運転」を惹起したことから、別添のとおり宮城県公安委員会より通知がございました。

皆様方には、日頃より、かかる事態の発生を阻止して頂くべく、お願いしているところではありますが、真摯にかつ重く受け止めなければならないと存じます。

つきましては、再び違反者が出ることの無いよう、改めて社内への周知徹底を図って頂くとともに飲酒運転に対する意識向上に向けた対策を講じて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

会契印

別記様式第４号（第５条関係）

宮公委（交企）第５号
令和８年１月９日

一般社団法人
日本自動車販売協会連合会
宮　城　県　支　部　長　殿

宮城県公安委員会　印

宮城県飲酒運転根絶に関する条例第11条第１項第３号の規定に基づき、道路交通法第117条の２第１項第１号（酒酔い運転）又は第117条の２の２第１項第３号（酒気帯び運転）の規定に該当した貴団体傘下事業所等の従業員の数について、お知らせします。

記

１　該当した期間

令和７年１月１日から令和７年３月31日まで

２　該当者数

○　酒酔い運転　　０人

○　酒気帯び運転　　１人

担当者様へ

事業所及び事業者団体における飲酒運転根絶対策の推進依頼について

このたび、宮城県飲酒運転の根絶に関する条例第11条第１項第２号又は同条第１項第３号の規定に基づき、貴事業所（事業者団体）従業員の飲酒運転による検挙者数について通知させていただきました。

飲酒運転の根絶は県民すべての願いであり、社会全体が「飲酒運転は犯罪」という意識の下「飲酒運転をしない・させない・許さない」という強い意志を持ち、県民一人一人が飲酒運転根絶に取り組んでいるところです。

飲酒運転の根絶には、職域における従業員を対象とした交通安全教育の実施が極めて効果的であります。

つきましては、貴事業所（事業者団体）において、取組み可能な施策を例示いたしましたので、職域における飲酒運転根絶に関する参考としていただき、従業員の飲酒運転に対する意識向上に資する対策を講じられますことをお願い申し上げます。

なお、対策を講じられた際には、その結果について、管轄警察署を通じまして、宮城県公安委員会宛にご報告いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

１　飲酒運転根絶対策の推進例

○　従業員によるグループ討議

職域内において、課、係単位等によりグループ編成を行い、進行役を設けて飲酒運転による交通事故等の報道記事等を題材に、事例における問題点、防止方策、飲酒運転により失うもの等について、討議を行いレポートとしてとりまとめるもの。

○　誓約書の提出

飲酒運転根絶に関する誓いを新たにするとともに、従業員一人一人の自覚を促すため、雇用主宛に飲酒運転根絶に関する誓約書の作成・提出を行うもの。

○　視聴覚教材による教養

飲酒運転の悲惨な結末を題材とした視聴覚教材を活用し、従業員の飲酒運転に対する認識を新たにするもの。

警察本部交通部交通企画課においては

- 絶対にダメ！飲酒運転「しない！」「させない！」「許さない！」（DVD21分）
- 終わりなき悔恨～飲酒運転の果てに～（ＤＶＤ28分）
- 切り裂かれた未来～飲酒運転の代償～（ＤＶＤ26分）
- もう、あの日の笑顔は戻らない～飲酒運転が招く嘆きの連鎖～（ＤＶＤ28分）

等の視聴覚教材を貸出しているほか

(社)宮城県交通安全協会（代表電話022－223－1130）

各地区交通安全協会（各警察署内に所在）

においても視聴覚教材の貸出しを実施しておりますので、お問い合せの上ご活用下さい。

○　就業規則等の見直し

就業規則（規程）の条項に、飲酒運転禁止に関する事項を加えることにより、従業員による飲酒運転の抑止が期待されます。

（例）

- 出勤時における二日酔い運転の禁止
- 飲酒運転で検挙された場合における事業者等への報告義務
- 飲酒運転を犯した場合の処分

○　飲酒運転根絶交通安全教室の開催

講師を招聘し、従業員に対する交通安全教室の開催も効果的です。

講師としては

- 飲酒運転根絶活動推進委員
- 地域交通安全活動推進委員
- 各警察署交通課員

等が対応可能となりますので、警察本部交通部交通企画課又は県内各警察署交通課にお問い合せ下さい。

2　問い合わせ先

宮城県警察本部交通部交通企画課

電話　022－221－7171　内線5023

※　通報に伴う違反者氏名等の個人情報については、条例の規定によりお答えできません。